

## いじめ防止対策推進法の制定を受けた八尾市の取り組み(素案)

### 1. いじめ防止対策推進法の概要(平成25年9月28日施行)

「いじめ」とは……

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義。

(※) 小学校、中学校、高等学校(大阪府対応)、特別支援学校(幼稚部を除く。)

#### 1) いじめの防止基本方針等

##### ①いじめ防止基本方針

国の「いじめ防止基本方針」を参酌し、地方公共団体は「地方いじめ防止基本方針」の策定に努める(第12条)。⇒ 努力義務

学校は、国、地方公共団体の「いじめ防止基本方針」を参酌し、「学校いじめ防止基本方針」を策定する(第13条)。⇒ 策定義務

#### 2) いじめ問題対策連絡協議会

地方公共団体は、いじめ防止等にかかる関係機関等の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することができる(第14条第1項)。

#### 3) 重大事態への対処

##### ①重大事態とは……

○「生命、心身又は財産に重大な損害が生じた疑い」(自殺の企図等)

○「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間30日目安。一定期間連続して欠席している場合は迅速に調査着手)

## ②重大事態への対応

- i 学校の設置者（教育委員会）が重大事態の調査主体を判断する。
- ii 学校が主体となった調査を実施する場合、学校の下に調査組織を設置する（第28条第1項）。
- iii 学校主体の調査では、**重大事態への対応、同種の事態の発生防止に効果が得られないと学校設置者（教育委員会）が判断する場合、学校の設置者（教育委員会）において調査する**（第28条第1項）。
- iv 地方公共団体が設置する学校は、**重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて、その事実を市長に報告しなければならない**（第30条第1項）。
- v 報告を受けた**地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査の結果について再調査を行うことができる**（第30条第2項）。
- vi 地方公共団体の長は、再調査を行ったときは、**その結果を議会に報告しなければならない**（第30条第3項）。

## 4) 教育委員会の附属機関

教育委員会と「いじめ問題対策連絡協議会」との連携の下、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、必要があるときは、教育委員会に附属機関を置くことができる（第14条第3項）。

## 5) 市長部局の附属機関

重大事態に対する学校又は教育委員会の調査結果を受けて、市長の附属機関として、再調査を行うことができる（第30条第2項）。

## 2. 八尾市の取り組み

### 1) 八尾市における「地方いじめ防止基本方針」の策定

※平成26年度に策定に向け、取り組む。

### 2) 八尾市立各学校における「学校いじめ防止基本方針」の策定

※平成25年度中の策定に向け、取り組み中。

### 3) いじめ防止に向けた具体的な行政施策の検討

※平成26年度以降、基本方針等を踏まえ、検討を進める。